平成２２年（フ）第２６９５号
札幌市手稲区前田４条５丁目１番４号　クリスタルパーク45―103号
債務者　佐々木宏志
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６９８号
札幌市南区南沢６条３丁目12番18号
債務者　江藤　信之
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７１４号
札幌市南区中ノ沢３丁目１番１―901号
債務者　古谷　太慈
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７１５号
札幌市南区中ノ沢３丁目１番１―901号
債務者　古谷由美子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７３０号
札幌市東区北22条東９丁目４番13号　中田ハイツ５号
債務者　瀬川　伸一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７４１号
札幌市西区発寒15条１丁目２番20―403号
債務者　鈴木　洋介
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５６号
札幌市東区北40条東19丁目１番10―203号
債務者　杉本　綾美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７７４号
札幌市中央区南６条西22丁目２番22号　グループホーム円山さくら
債務者　細貝　節子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７８５号
札幌市南区常盤３条１丁目３番８―103号
債務者　山田　吟恵
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７８８号
札幌市東区北36条東４丁目１番21号　エステート36
債務者　鈴木　輝幸
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７９０号
北海道江別市見晴台73番地の４
債務者　北越　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７９４号
北海道石狩市緑苑台東３条３丁目107番地
債務者　伊東奈穂子（旧姓柳本）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７９７号
札幌市東区北31条東18丁目７番20―102号
債務者　長谷川美奈
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８０１号
札幌市南区藤野４条５丁目２番４―102号
債務者　遠藤　　力
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１５号
札幌市西区二十四軒４条４丁目10番25号　メゾンジューヌＢ―202号
債務者　奥野　竹弥
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１８号
札幌市清田区清田３条１丁目４番16―201号
債務者　曹路地亮信
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８２７号
札幌市西区琴似１条３丁目１番14号　寿第１コーポ10号
債務者　竹田あけみ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８２９号
札幌市豊平区福住３条10丁目９番２号　ハイツクラークヒル１階105号室、住民票上の住所北海道小樽市朝里３丁目20番19号　成田方
債務者　佐藤　博子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部